投資顧問契約の契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第37条3の規定によりお客様にお渡しする書面です。）

この書面をよくお読みください。

商号　つばめ投資顧問合同会社
住所　〒299-0263 千葉県袖ケ浦市奈良輪336 GAULAB 307号室
（TEL）050-1721-0496

金融商品取引業者
当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次の通りです。
登録番号：関東財務局長（金商）第2932号

◯ 投資顧問契約の概要
① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

◯ 報酬等について
投資顧問契約により、国内外の株式および投資信託等の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し次のように助言を行い、お客様から、助言報酬をいただきます。
【会員区分】月間会員
【契約期間、報酬額（税込）】
入会金 33,000円、30日間 16,500円
推奨銘柄以外の個別銘柄に関する質問1銘柄につき別途11,000円（税込）
※契約期間後は同条件での自動更新
【助言の方法等】
① 原則週1回（毎週土曜）の定期レポートを会員専用サイトにて公開します。
② 会員専用サイトにて、投資一般や推奨銘柄に関する質問に回答します。推奨銘柄以

外の個別銘柄に関する質問に会員専用サイトにて回答します（別途有料）。
③ 前提条件（※）の下、事前に自己取引方針を開示の上で自己の計算で行う予定の個別の有価証券取引内容を会員専用サイトにて公開を行い、当社の行った自己取引内容の有価証券を取引後24時間以内に会員専用サイトにて公開を行うものとします。尚、通常の市場環境の下で6ヶ月以上保有することを予定した有価証券等の取引を行う長期投資を主眼とするものであり、投機的利益は追求するものではありません。
（※）前提条件は次のとおり
・全ての注文に際し、取引内容（指値・成行の別、価格、取引数量）を事前に顧客に開示することで、顧客との利益相反を防ぐ。
・注文方法は、原則として指値・寄付成行・引成行のいずれかとする。
・ただし、以下に示すような突発的な事象が発生した場合は、成行の売りを行うことがある。この場合も顧客に事前の開示を行う。
・天変地異（地震【東日本大震災級】・津波・風水害・火山災害等）が発生した場合。
・金融市場における重大な発言・決定（米国による対中関税の引き上げ、マイナス金利の導入等）が行われた場合。
・個別銘柄において予期しない開示事項や材料（公募増資、大規模なM&A、不祥事の発覚等）が発生し、推奨の前提条件が崩れる場合。
・その他、事前に予期しない事象が発生した場合。
④ その他の費用
ホームページの閲覧・メール・通話に係る費用は会員の負担となります。また、面談に係る助言者の面談場所までの交通費をご負担いただきます。
⑤ 支払い方法・時期
支払い方法はクレジットカードといたします。決済の完了をもちまして契約が成立します。契約期間後は30日間の自動更新となります。

<u>◯ 有価証券等に係るリスク</u>
投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。
① 株式
株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。
株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来たし、換金できないリスクがあ

ります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。
② 信用取引等
信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。
③ 為替リスク
各国の政治・経済・社会情勢、金利政策、株式相場、不動産相場、商品相場等の様々な要因に伴い、為替レート(通貨交換比率)が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
④ 投資信託リスク
投資信託は値動きのある株式や債券などに投資するため、基準価額は株式市場などの動向により変動します。したがって、投資信託には元本の保証はありません。基準価額に影響を及ぼす主な変動要因としては、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、金利変動リスクがあります。

◯ クーリング・オフの適用
この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。
（1）クーリング・オフ期間内の契約の解除
① 顧客は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができるものとする。
② 契約の解除日は、顧客がその書面又は電磁的記録を発した日とする。
③ 契約の解除に伴う報酬は、入会金を含め全額返金するものとする。
（2）クーリング・オフ期間経過後の契約の解除
クーリング・オフ期間経過後は、契約期間が終了する日（更新日）までに書面又は電磁的記録による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができるものとします。入会金の返金はありません。当社への誹謗中傷、業務妨害又はこれらのおそれのある行為、その他重過失による投資顧問契約違反がある場合には、当社は、お客様の意思にかかわらず投資顧問契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

◯ 租税の概要
お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、た

とえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

◯ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）

② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）

③ 当社が、投資助言業を廃業したとき

◯ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと

・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引

・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

・次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

　・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

　・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

・店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

② 当社が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること

③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

<u>会社の概要</u>

1	資本金	650万円
2	役員の氏名	代表社員　栃井駿介
3	主要株主	栃井駿介
4	分析者・投資判断者	栃井駿介　元村浩之
5	助言者	栃井駿介　元村浩之

6　当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の電話番号、メールアドレスにご連絡下さい。

連絡先 :（TEL）050-1721-0496

（EMAIL）support@tsubame104.com

7　当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人資産運用業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、管轄の関東財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

8　当社の苦情処理措置について

（1）当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

① お客様からの苦情等の受付

② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討

③ 解決案のご提示・解決

（2）当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人資産運用業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

電 話 0120-64-5005（フリーダイヤル）

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

① お客様からの苦情の申立

② 会員業者への苦情の取次ぎ

③ お客様と会員業者との話合いと解決

9　当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人資産運用業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

① お客様からのあっせん申立書の提出

② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任

③ お客様からのあっせん申立金の納入

④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取

⑤ あっせん案の提示、受諾

１０　当社が行う業務

当社は、投資助言業の他に、各種スクール、セミナー事業を行っています。